

件名	交通費等の受給について
受付日	令和8年4月30日
ご意見・ご提案の概要	<p>奈良県職員が交通費を不適正に受給していたが、岐阜県職員も徹底的に調べてほしい。</p> <p>バス代を申請して車や自転車を使っている人もそうだが、在宅勤務している日数分の交通費は引かれているのか。</p> <p>奈良県の事案発覚後に「忘れていました」「うっかりしていました」などの理由で自主返還があった場合も公表してほしい。</p>
県の考え方	<p>当県では職員の通勤手当の認定に際して、購入した定期券等の写しを証拠書類として提出させて確認するなど、厳格な審査を行っています。加えて、毎年、現況確認を行い、同様に証拠書類を提出させて確認することで、通勤手当制度の適切な運用を確保しています。</p> <p>また、異動により勤務場所が変わった職員の通勤手当は、システムにより、自動的に支給停止とし、職員から変更届が提出されるまで支給されません。</p> <p>なお、通勤手当は、月単位の支給となるため、在宅勤務の日数に応じて減額する取扱いとはなっていませんが、職場外での長期研修等一定期間を通勤しない場合は支給対象外としています。</p> <p>引き続き「認定時の厳格な審査」と「毎年の現況確認」を通じて、通勤手当制度の適切な運用に取り組んでまいります。</p>
担当課	知事公室 人事課 総務部 総務事務センター